

福岡市食の安全・安心推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における「食品の安全性」の確保及び市民が「食の安心」を得ることができる都市の実現に資することを目的として、「福岡市食の安全・安心推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 「福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき実施する施策に関する事項
- (2) 本市における「食の安全・安心」に関する情報の提供に関する事項
- (3) その他本市における「食の安全・安心」に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、消費者、食品関連事業者（生産者、製造者、販売者等）及び行政関係者から市長が委嘱する。
- 3 協議会に会長をおく。
- 4 会長は、委員の互選により選出し、協議会を主宰する。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長選出までの間は、協議会の庶務担当が協議会を招集することができる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条の規定により協議会においてあらかじめ非公開とすることができる。

2 前項の規定により協議会を非公開としたときは、協議会は、その理由を明らかにする。

3 第1項の規定により協議会を非公開としたときは、委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療局保健所地域衛生部食品安全推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

(当初の委員の任期)

第2条 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日とする。

附 則

この要綱は、平成21年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。